

第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月9日(金)

午前8時56分～午前10時20分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年12月9日(金) 午前8時56分～午前10時20分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 12月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員

5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(● ● ●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(● ● ● ● ●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●、外1名)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について
- ② 農業会議北九州支部・遠賀中間地区合同研修について
- ③ 農業委員募集の広報について
- ④ 農業委員会手帳の配布について
- ⑤ 遠賀町農業委員会の忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 6 分

議長

皆さんおはようございます。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席です。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第30回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係3件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が尾崎にお住まいの● ●●氏、譲渡人が同じく尾崎にお住まいの●●●●氏です。
申請地は3ページの字図にありますように、大字尾崎字先野々892番4、地目は畑、面積が496㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、規模拡大のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題はないものと思われます。

続きまして議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が老良にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が同じく老良にお住まいの●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように、大字老良字碓508番1、509番1の2筆で、地目はどちらも田、合計面積が1,723㎡です。
農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。
申請理由は駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7 ページが事業計画書です。申請者の事業種類は自動車整備業で、施工計画は許可後から着工し、令和5年2月に供用開始となる見込みです。

申請者は近隣で自動車整備業を営んでおり、事業拡張のため整備車両の駐車場として申請するものです。

8 ページが被害防除計画書で、雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

9 ページが現況図です。周辺は農道や水路に囲まれており、隣地に農地はありません。

10 ページが土地利用計画図です。地面を盛土して道路高まで平坦にし、バラスを敷くという計画です。水路へ放流するための既設の排水管があるのですが、そこに接続する柵を新設します。

11 ページが関係者説明に関する調査票で、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名。

譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名です。

申請地が14ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟412番1、地目は田、面積が259㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

15・16ページの水利関係承諾書にありますように転用用地内の農業用水のバルブの切断、撤去後のバルブの処分、工事時期が稲作時期と重なった場合には生産組合長と協議する

ことという条件が付されております。ただし本農地にはバルブはついておりません。

17ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

18ページが現況図です。こちらは先月の総会で付議に供されました農地の2筆に分筆されたもう片方となっております。

19ページが土地利用計画図です。

20ページが縦横断図、21ページが外構図です。

外構図を見ていただきますとわかるように、道路側のスペースは駐車場として一段下げて道路と平坦な高さにする計画となっております。

22ページが関係者説明に関する調査票で、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が25ページの字図にありますように、大字尾崎字上ノ越1678番、1679番の2筆で、地目が畑、合計面積が1,329㎡、農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は資材置場および駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

26ページが事業計画書です。申請者の事業種類は土木建築業で、施工計画は許可後から着工し、令和5年7月に供用開始となる見込みです。申請者は現在八幡西区と中間市に資材置場を所持していますが、今回国道3号線への利便性から事業拡張のため、本農地を取得する計画となっております。

27ページが被害防除計画書で、雨水の排水は自然流下となっております。汚水・生活雑排水は発生なしとなっております。

28 ページが現況図です。

29 ページが土地利用計画図で、農地の奥側 1679 番の方は法面になっていて樹木が繁茂している状態ですが、伐採して 4 m ほど切土して平坦にして、手前の方の地面と地続きにしてバラスを敷く計画となっています。

30 ページが関係者説明に関する調査票となっており、関係者の了承は得られています。

以上が現地調査を伴う案件についての説明です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 11 分

— 現地調査後 —

再 開 10 時 10 分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
この案件については●●委員が当事者となりますので、●●委員は退室をお願いします。

～ ●●委員退室 ～

議長 では、地区担当の松井 悟委員から報告をお願いします。

地元委員 現地を見ていただいた通り、特に問題は無いと思われまので
(4 番) ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の高崎洋介委員からご報告をお願いします。

地元委員 (2番) 特に問題は無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 (6番) 特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。地区担当の松井悟委員から報告をお願いします。

地元委員 (4番) 問題は無いと思われまますので審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の31ページをお開きください。報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

利用権の合意解約ですが、42筆、36,821㎡が出てきております。

上から10件目から下が尾倉・千代丸で計画しています基盤整備事業に係る利用権の合意解約です。こちらは中間管理機構に預けるに当たって、JAと契約している円滑化事業の方を4月30日で一旦解約して、中間管理機構との契約に切り替えるための合意解約となっております。

議長

ありがとうございました。
報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

その他の案件①福岡県農業委員会研修大会について説明。

その他の案件②北九州支部、遠賀・中間地区の合同研修会について説明。

その他の案件③農業委員募集の広報について説明。

その他の案件④農業委員会手帳の配布について説明。

その他の案件⑤遠賀町農業委員会の忘年会について説明。

議長

それではその他の案件について質問、ご意見何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

全体的にも何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

ご意見等無いようでございますので、以上をもちまして第30回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 2 0 分